

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成25年  
6月18日  
(火曜日)

## 目次

告示  
保安林の指定施設要件を変更する旨の通知の内容及び揭示場所(森林整備課)……………一  
公有水面の埋立に関する工事のしゅん功の認可(港湾課)……………一  
公告  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)……………四  
教委公告  
契約の締結……………四  
選管告示  
直接請求に必要な有権者の数……………四



### 山口県告示第二百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を揭示した。

その要旨及び揭示場所は、次のとおりである。

平成二十五年六月十八日

一 通知の要旨

山口県知事 山本 繁太郎

二 通知の内容を揭示した場所  
山口市役所

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所	保安林として指定された目的	変更に係る指定施設要件	住所	所有者
山口市徳地掘字越当一五〇三	土砂の流出の防備	立木の伐採の限度	住 森 林 所	石田 亨大
			賀市馬堀海岸四丁目二	

一 通知の要旨

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所	保安林として指定された目的	変更に係る指定施設要件	住所	所有者
岩国市錦町大野字早山三七一	水源の涵養	立木の伐採の限度	住 森 林 所	岩本定次郎
			岩国市錦町大野九五八	
三八〇	"	"	住 字木鳥居	"
七五〇	"	"	住 "	"
七五一	"	"	住 "	"
五五九	字杉ノ杭	立木の伐採の限度	住 "	"
三九〇	錦町須川字上ノ山	立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種	住 川 三 九 六 九	河上 仁史
	土砂の流出の防備		住 錦町須	

二 通知の内容を揭示した場所  
岩国市役所

### 山口県告示第二百四十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立に関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十五年六月十八日

柳井港湾管理者

山口県 山口県知事 山本 繁太郎

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一工区

(1) 第一区

柳井市伊保庄字赤石四一七八の五に沿接する堤地先公有水面

(2) 第二区

柳井市伊保庄字浜添三六九五に沿接する堤から同市伊保庄字小崎三五七九の三に沿接する堤に至る土地の地先公有水面

2 第三工区

柳井市伊保庄字火見崎三五六七の二に沿接する堤から同市伊保庄字黒嶋一五二七の一に沿接する堤に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一工区

(1) 第一区

次の1の地点から7の地点までを順次結んだ線及び1の地点と7の地点を結ぶ平成十五年秋分の満潮位(D.L. + 三・一七メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

(2) 第二区

次の8の地点から49の地点までを順次結んだ線、49の地点から52の地点までを順次結ぶ平成二十一年八月六日付け指令平二十一港湾第三〇九号でしゅん功認可された埋立地(以下「平成二十一年埋立地」という。)と公有水面との境界線(D.L. + 三・一七メートル)、52の地点と53の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、53の地点から58の地点までを順次結んだ線、58の地点と59の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、59の地点から64の地点までを順次結んだ線及び8の地点と64の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第三工区

次の65の地点から67の地点までを順次結ぶ平成二十一年埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 三・一七メートル)、67の地点から76の地点までを順次結んだ線及び65の地点と76の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に

囲まれた区域

1の地点 柳井市伊保庄字黒嶋の黒島山四等三角点(北緯三三度五六分三三・三

八六秒、東経一三三度〇七分三〇・二〇三秒)(以下「基準点」という。)

- 2の地点 1の地点から七九度二〇分〇七秒一七・三三メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一六九度二分四四秒二〇・一六メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二四七度五三分四六秒六・〇一メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二五九度二六分五四秒七・四二メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二七〇度四二分一〇秒八・二四メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三四九度二七分三四秒五・二六メートルの地点
- 8の地点 基準点から三二九度四分〇七秒七一・七七メートルの地点
- 9の地点 8の地点から七九度二〇分一八秒一二・九二メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三四九度三一分二一秒四・八四メートルの地点
- 11の地点 10の地点から六七度四六分五三秒八・二三メートルの地点
- 12の地点 11の地点から七九度二三分三〇秒七・四〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から九〇度五〇分三六秒六・二八メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一六九度二〇分三六秒四〇・二五メートルの地点
- 15の地点 14の地点から一七一度〇五分三八秒八・八一メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一七五度二五分一六秒九・八三メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一七九度五六分四二秒九・九〇メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一八四度二九分〇三秒九・五四メートルの地点
- 19の地点 18の地点から一八四度二四分〇五秒七・五五メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一七九度四四分四〇秒一〇・六七メートルの地点
- 21の地点 20の地点から一七四度三一分三一秒一〇・三三メートルの地点
- 22の地点 21の地点から一六九度一分〇三秒一〇・二二メートルの地点
- 23の地点 22の地点から一六六度三三分三秒二・二五メートルの地点
- 24の地点 23の地点から一六一度五六分四六秒四・六一メートルの地点
- 25の地点 24の地点から一五四度五七分五秒三・三九メートルの地点
- 26の地点 25の地点から一四八度五八分三〇秒三・五九メートルの地点
- 27の地点 26の地点から一四〇度五四分四三秒四・七九メートルの地点
- 28の地点 27の地点から一三八度〇四分四七秒四・二二メートルの地点
- 29の地点 28の地点から一四三度一七分〇二秒五・四一メートルの地点
- 30の地点 29の地点から一五二度二七分五二秒五・六一メートルの地点

- 31の地点 30の地点から二四五度二五三分三秒六・五七メートルの地点
- 32の地点 31の地点から一五五度二四分二秒二・四〇メートルの地点
- 33の地点 32の地点から六五度一七秒九・五九メートルの地点
- 34の地点 33の地点から一六〇度三一分〇秒五・四二メートルの地点
- 35の地点 34の地点から一六四度三六分五〇秒三・八二メートルの地点
- 36の地点 35の地点から一七〇度〇二分一九秒三・六六メートルの地点
- 37の地点 36の地点から一七二度〇〇分二秒四九・八九メートルの地点
- 38の地点 37の地点から一六九度二八分一九秒七・一〇メートルの地点
- 39の地点 38の地点から一六五度三三分四二秒七・一九メートルの地点
- 40の地点 39の地点から一六三度〇〇分一五秒五九・八一メートルの地点
- 41の地点 40の地点から一五三度〇〇分一秒六・三三メートルの地点
- 42の地点 41の地点から一六三度二八分〇四秒二・四〇メートルの地点
- 43の地点 42の地点から七三度〇〇分一七秒六・三四メートルの地点
- 44の地点 43の地点から一六一度三三分二七秒三・七七メートルの地点
- 45の地点 44の地点から一五九度二〇分五七秒一四・一一メートルの地点
- 46の地点 45の地点から一五六度四七分二九秒一四・〇七メートルの地点
- 47の地点 46の地点から一五四度四七分〇二秒二・三一メートルの地点
- 48の地点 47の地点から一五二度四九分二七秒二・一四メートルの地点
- 49の地点 48の地点から一五一度三八分四五秒三五・五〇メートルの地点
- 50の地点 49の地点から一三八度五四分〇三秒四・〇九メートルの地点
- 51の地点 50の地点から一三八度三三分四七秒〇・六四メートルの地点
- 52の地点 51の地点から一四一度三三分一四秒一三・一二メートルの地点
- 53の地点 52の地点から一四一度三三分三秒四三三・九八メートルの地点
- 54の地点 53の地点から一四四度三五分四八秒〇・二三メートルの地点
- 55の地点 54の地点から六八度四一分〇〇秒三・七七メートルの地点
- 56の地点 55の地点から三三七度三三分〇〇秒四・二〇メートルの地点
- 57の地点 56の地点から三三六度三三分五五秒三・五三メートルの地点
- 58の地点 57の地点から三三七度一一分四六秒〇・二六メートルの地点
- 59の地点 58の地点から三三五度〇一分三七秒五五七・〇一メートルの地点
- 60の地点 59の地点から三三五度三三分三〇秒〇・九四メートルの地点
- 61の地点 60の地点から三五五度四〇分四〇秒二・三八メートルの地点
- 62の地点 61の地点から三五五度四〇分四〇秒二・三八メートルの地点
- 63の地点 62の地点から三四五度四〇分四九秒一二・四八メートルの地点
- 64の地点 63の地点から三四五度二五分五二秒〇・二五メートルの地点

- 65の地点 基準点から三二二度一九分四六秒二〇四・三〇メートルの地点
  - 66の地点 65の地点から三四八度五一分四八秒二七・一五メートルの地点
  - 67の地点 66の地点から四七度四三分三〇秒一・〇二メートルの地点
  - 68の地点 67の地点から一〇度五四分五六秒二〇・四五メートルの地点
  - 69の地点 68の地点から一二二度二四分三〇秒四八・六九メートルの地点
  - 70の地点 69の地点から一六六度三五分三八秒四・七二メートルの地点
  - 71の地点 70の地点から一〇六度五二分〇〇秒四・八九メートルの地点
  - 72の地点 71の地点から九五度三二分二六秒四・七九メートルの地点
  - 73の地点 72の地点から八四度四一分〇秒五・三三メートルの地点
  - 74の地点 73の地点から七八度五三分四一秒三〇・九四メートルの地点
  - 75の地点 74の地点から一六二度二八分五六秒八・六七メートルの地点
  - 76の地点 75の地点から一〇六度四九分五九秒八・三三メートルの地点
- (二) 面積
- 1 第一工区
    - (1) 第一区 三九〇・五六平方メートル
    - (2) 第二区 八、七二七・八九平方メートル
  - 2 第三工区
    - 一、五七九・七四平方メートル
- 二 免許の年月日及び番号  
平成十七年一月十七日 指令平一六港湾第一〇二三八号
- 三 関係図書を閲覧できる市町  
柳井市
- 四 認可を受けた者  
山口市滝町一番一号  
山口県
- 五 山口県知事 山本繁太郎  
認可の年月日  
平成二十五年六月十一日



(一八六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款は、平成二十五年七月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人日中経済文化交流協会

代表者の氏名 田村 充正

主たる事務所の所在地 下関市竹崎町三丁目五番一九号

(一八七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年七月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人山口ウッドマインネットワーク

代表者の氏名 林 隆

主たる事務所の所在地 山口市周布町二番八号

公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十五年六月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 事務を担当する課の名称及び所在地

教育庁義務教育課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品等の名称及び数量

小中学校事務ネットワークシステムサーバ機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年五月三十一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎二丁目二番一号

六 契約金額

三千五百九十二万二千六百円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎



山口県選挙管理委員会告示第七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第



平成二十五年六月十八日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁